

日本小型船舶検査機構検査事務規程細則の一部改正に関する
パブリックコメントの募集について

平成 24 年 2 月 23 日
日本小型船舶検査機構

日本小型船舶検査機構では、下記のとおり、日本小型船舶検査機構検査事務規程細則の一部改正を予定しております。

このため、広く皆様から本改正に対するご意見を賜りたく募集いたします。

皆様からいただいたご意見につきましては、担当部署において取りまとめた上で、検討を行う際の資料とさせていただきます。

なお、頂いたご意見に対して個別の回答は致しかねますので、予めご了承願います。

ご意見の受付は、以下の要領で行いますので、よろしくご願ひいたします。

<意見公募要領>

1. 意見募集対象

日本小型船舶検査機構検査事務規程細則の一部改正について

2. 意見募集要領

ご住所、お名前、ご職業（会社名又は所属団体名）及び電話番号を明記の上、次のいずれかの方法で送付してください。

(1) FAX の場合

FAX 番号：03-3239-0829

日本小型船舶検査機構 業務部 検査検定課あて

(2) 郵送の場合

〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-1-3 飛栄九段北ビル 5F

日本小型船舶検査機構 業務部 検査検定課あて

(3) 電子メールの場合

電子メールアドレス：comment@jci.go.jp

日本小型船舶検査機構 業務部 検査検定課あて

電子メールでの御意見の送付の場合はテキスト形式としてください。

(4) 問合わせ先

日本小型船舶検査機構 業務部 検査検定課あて

TEL：03-3239-0826

3. 意見募集期限

平成 24 年 2 月 23 日から平成 24 年 3 月 14 日まで（必着）

- ※ ご意見を正確に把握するため、電話等の口頭によるご意見は、ご遠慮願います。(募集手続き等に関する問合せを除く。)
- ※ 頂いた御意見の内容については、個人が特定される情報を除き、公開される可能性がありますのでご承知おき下さい。

記

日本小型船舶検査機構検査事務規程細則の一部改正について

1. 日本小型船舶検査機構検査事務規程細則について

日本小型船舶検査機構検査事務規程細則（以下「細則」という。）は、船舶安全法第 25 条の 29 の規定により小型船舶検査事務の実施に関する規程として国土交通大臣の認可を受けた日本小型船舶検査機構検査事務規程に基づき制定されるものであり、細則は同規程 11-1 の規定に基づき小型船舶検査事務の実施に関し必要な事項の細目を規定しています。

細則の主な規定内容は次のとおりとなっています。

第 1 編 小型船舶安全規則に関する細則

小型船舶に関する技術基準である小型船舶安全規則の運用解釈について規定しています。

第 2 編 検査の実施方法に関する細則

小型船舶の検査の標準的な実施方法について規定しています。

第 3 編 船舶安全法施行規則に関する細則

船舶検査の事務手続き等を定めている船舶安全法施行規則の運用解釈について規定しています。

第 4 編 小型漁船安全規則に関する細則

小型漁船に関する技術基準である小型漁船安全規則の運用解釈について規定しています。

第 5 編 漁船の検査の実施方法に関する細則

小型漁船の検査の標準的な実施方法について規定しています。

なお、現行の検査事務規程、細則及び特殊基準は、当機構ホームページにて公開しております。

2. 改正の背景について

近年、海洋レジャーに対する国民の趣向及び要求の多様化が進み、また、それらを踏まえ小型船舶関連事業者による市場対応に関し、様々な製品展開が図られる背景において小型船舶及びその関係部品に係る船舶検査において、より妥当かつ合理的な技術基準を整備・適用すべきことが求められています。

今般、これらの状況を踏まえながら、当機構が実施する船舶検査において、小型船舶及びその関係部品に適用される技術基準につき、必要に応じた適宜適切な見直しを実施するものです。

3. 改正の概要について

(1) 細則

a) 小型船舶安全規則関連

① 固形浮体と膨脹気室併用タイプの救命胴衣の基準の明確化

ガスによる膨脹を行う膨脹式救命胴衣について、一部固形式浮体構造も有する小型船舶用救命胴衣（所謂ハイブリッド型胴衣）の技術基準が明確となっていなかったことから、明確化します。

② 長さ 3.3m未満の小型船舶の復原性

現在、長さ 3.3m未満の小型船舶の復原性の基準については、中央の乾舷の値を規制としていますが、平成 21 年度の JCI 調査研究の成果を取り入れ、船尾乾舷の規制を新たに設定します。

③ プラスチック製持ち運び式燃料油タンクの基準

燃料油タンクの検査の判定基準について、ブロー成型による製造時の誤差を考慮し、判定の基準を製品の安全性に影響の無い範囲に緩和します。

b) 検査の実施方法関連

① 無線設備等の検査の方法

電波法等において、登録検査事業者による無線設備検査結果を活用する制度が取り入れられたことを受け、該当する箇所を改正します。

② 予備検査等の実施方法

量産船体等の予備検査の 2 番艇以降のものの確認方法について、判定方法を明確にします。

③ 機関の大量生産品に係る社検成績書活用制度

大量生産されている機関の社内試験データを活用する判定基準について、年間生産台数に加えてこれまでの製造実績や品質管理が適切に行われていることの実績等を条件に追加します。

(2) その他所要の改正を行う予定です。

4. 運用開始日 平成 24 年 3 月 30 日（予定）